

## 大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱の運用基準について

### 1 第1条関係

この要綱の対象は、建設工事及び測量や建設コンサルタントにおける大泉町競争入札参加資格者名簿に登載されている者とし、大泉町小規模契約希望者は対象としない。

### 2 第3条関係

指名停止期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度の指名停止措置を決定したときとする。この場合における指名停止の通知は、別途行うこととする。

### 3 第4条関係

- (1) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止期間中の有資格業者を通じて指名しないための措置であり、特定建設工事共同企業体については、その対象である特定建設工事において入札参加資格認定を受けてから契約締結するまでの間に、その構成員が指名停止となった場合も、指名停止の対象とする。
- (2) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第5条第2項（以下「短期2倍措置」という。）に基づく措置の対象としないものとする。

### 4 第5条関係

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基になる事実又は行為が当初の指名停止を行う前のものである場合は、短期2倍措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期2倍措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えて指名停止期間を定めることができ

るものとする。

- (3) 別表第2第1号から第3号までと第4号から第7号までとは、それぞれ分けて考えるものとする。有資格業者が別表第2第1号から第3号のいずれかに該当し、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当した場合は、指名停止期間を加重するものとする。

## 5 第6条関係

- (1) 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等を言うものとする。

※ 不正行為とは、法令違反やその他注意事項等を定めている場合は、それに違反する行為を指す。

- (3) 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第2第2号、第7号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

## 6 別表第1関係

- (1) 一般工事等における過失による粗雑工事（第3号関係）について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

- (2) 町工事等及び一般工事等のいずれの工事においても、次の場合は、原則として指名停止措置は行わないものとする（第5号から第8号まで）。

ア 事故の原因が作業員等個人の責めに帰すべきものと認められる場合  
（例えば、現場内でわき見運転により生じた事故）

イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合

（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が

無断で進入したことにより生じた事故)

- (3) 町工事等の施工（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切である場合とは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、イによることができることとし、その場合の指名停止期間は1ヶ月以上とする。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- (4) 一般工事等の施工（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

- (5) 第5号から第8号までの運用基準は、原則として次のとおりとする。ただし、死亡者又は負傷者が複数の場合でかつ、重大な過失がある場合における指名停止期間の短期は、各運用基準に定める短期の2分の3の期間とする（なお、1週間の2分の3は、10日間とする。）。

第5号（公衆損害事故：町工事等）（1ヶ月以上6ヶ月以内）

被害状況		期間
死亡		2ヶ月以上6ヶ月以内
負傷	全治3ヶ月以上の者がいる場合	1ヶ月以上6ヶ月以内
	全治1ヶ月以上の者がいる場合	2週間以上6ヶ月以内
	それ以外	文書注意
損害	損害の程度が重大	1ヶ月以上6ヶ月以内
	それ以外	文書注意

第6号（公衆損害事故：一般工事等）（1ヶ月以上3ヶ月以内）

原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

被害状況	期 間
死亡又は負傷	1ヶ月以上3ヶ月以内
損害	1ヶ月以上3ヶ月以内

第7号（工事関係者事故：町工事等）（2週間以上4ヶ月以内）

被害状況		期 間
死亡		1ヶ月以上4ヶ月以内
負傷	全治3ヶ月以上の者がいる場合	2週間以上4ヶ月以内
	全治1ヶ月以上の者がいる場合	1週間以上4ヶ月以内
	それ以外	文書注意

第8号（工事関係者事故：一般工事等）（2週間以上2ヶ月以内）

被害状況	期 間
死亡又は負傷	2週間以上2ヶ月以内

- (6) 工事等事故により指名停止又は文書注意を受けた後、1年を経過するまでの間に、再び文書注意に該当する負傷事故を発生させた場合には、上記の基準によらず、別表第1の措置基準の短期以上の指名停止とする。

## 7 別表第2関係

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、原則として、専務取締役以上の肩書を言うものとする。
- (2) 「業務」（第4号、第10号及び第13号）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般を言うものとする。
- (3) 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、原則として次のアからエまで掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

- (4) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、原則として課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- (5) 別表第2第4号及び第5号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかった場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項の前段の期間が別表第2第4号及び第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第5条第3項の規定を適用するものとする。
- (6) 建設業法違反行為（第8号及び第9号関係）について、建設業法の規定に違反し、町工事等の契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として次の場合を言うものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

イ 建設業法の規定に違反し、営業停止処分がなされたことを知った場合

- (7) 第8号及び第9号の運用基準は、原則として次のとおりとする。

#### 第8号

状 況	期 間
逮捕又は逮捕を経ないで控訴	2ヶ月以上9ヶ月以内
営業停止15日以上	
営業停止15日未満	1ヶ月以上9ヶ月以内

#### 第9号

状 況	期 間
逮捕又は逮捕を経ないで控訴	2ヶ月以上9ヶ月以内
営業停止15日以上	
営業停止15日未満	1ヶ月以上9ヶ月以内

(8) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第10号）とは、原則として、次の場合を言うものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 町工事等に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

区 分	指名停止期間	措置内容
所定の手続を用いないで設計内容に関する質問等をしたとき	—	口頭注意
紙入札による立会入札の場合で委任状を提出しないで入札を行ったとき	—	口頭注意
2回目の口頭注意が生じたとき	—	書面注意
案件間違い、ファイル形式違反による内訳書の提出 ※1	—	書面注意
2回目以降に書面注意が生じたとき（ただし、1年以内に限る。）	1ヶ月	指名停止
「入札心得」や「内訳書の提出についての注意事項」に違反し、失格又は無効となる入札を行ったとき ※2	1ヶ月	指名停止
予定価格超過の入札をしたとき	1ヶ月	指名停止
所定の入札辞退届（具体的な辞退理由を必ず記載）を入札執行までに提出することなく入札しなかったとき	1ヶ月	指名停止
落札候補者となった後に、正当な理由がなく契約締結をしないとき	2ヶ月	指名停止

※1 案件間違い、ファイル形式違反による内訳書の提出については、次の場合などがあげられる。

(ア) P D F形式で提出しないもの（紙入札の場合は除く。）

(イ) 案件名称、案件番号、件名が間違っているもの

※2 失格又は無効となる入札については、次の場合などがあげられる。

(入札関係)

- (ア) 予定価格が事前公表の場合で、入札金額が予定価格を超過するもの
- (イ) 入札金額において「万円止め」又は「千円止め」の指示がある案件で「万円未満」又は「千円未満」を記載したもの

(内訳書関係)

- (ア) 内訳書ファイルが添付されていないもの及び内訳書以外のファイルが添付されているもの
- (イ) 内訳書に宛名、件名、業者名が記載されていないもの
- (ウ) 入札金額と内訳書の金額が不一致であるもの
- (エ) 値引きや調整、改め等の根拠が不明確な記載があるもの

(紙入札などの立会入札方式関係)

- (ア) 本人以外の者が入札に参加しているにも関わらず、委任状が提出されない場合
- (カ) 委任状に受任者の氏名記載漏れ又は誤り、押印漏れの場合
- (キ) 入札書金額を訂正したもの
- (ク) 入札書に入札者の記名、押印がないもの
- (ケ) 予定価格が事前公表の場合で、入札額が予定価格超過のもの
- (コ) 入札書を封入する封筒に記載してある件名と異なる入札書が封入されたもの

(その他)

- (ア) 指示に従わないときとは、着工の遅れ（契約日より30日以内に着工）、有資格業者が現場に立ち会わないなどがある。

(9) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係（第15号）とは、次の場合を言うものとする。

ア 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、その主催するゴルフ・コンペに参加している場合

イ 相手方が暴力団員であることを分かっているながら、頻繁に飲食を共にしている場合

ウ 誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で暴力団員が集まる行事に出席して

いる場合

エ 暴力団員が関与する賭博等に参加している場合

附 則

この運用については、平成27年11月2日から適用する。

この運用については、平成30年4月1日から適用する。